

# 富山県避難計画要綱

令和2年3月修正

富山県

## 目 次

第 1 章	目的及び基本方針	1
1	目的	1
2	基本方針	1
3	富山県避難計画要綱と氷見市避難計画の位置付け	2
4	各シミュレーション結果の活用	2
第 2 章	避難等の対象及び避難先	3
1	避難等の対象	3
2	避難先の考え方	4
第 3 章	避難等防護措置の実施	7
1	防護措置の概要	7
2	避難等を実施する際の基本スキーム	9
3	避難等に係る連絡体制	17
第 4 章	住民の避難体制	20
1	避難の流れ	20
2	避難先等の確保、周知	21
3	避難手段及び避難ルート等	23
4	安定ヨウ素剤の備蓄・配布体制の整備	25
5	避難退域時検査体制の整備	26
第 5 章	要配慮者の避難体制	28
1	避難の流れ	28
2	避難先等の確保、周知	29
3	避難手段及び避難ルート等	30
4	各施設別の避難計画の策定	30
5	在宅の要配慮者の援護等	30
第 6 章	避難住民の支援体制	31
1	避難所及び救護所の開設、運営等	31
2	福祉避難所の開設、運営等	31
3	円滑な避難に当たって検討すべき事項	32
(参考)	志賀原子力発電所における緊急時活動レベル（E A L）	33

# 第1章 目的及び基本方針

## 1. 目 的

この富山県避難計画要綱（以下「要綱」という。）は、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下、「発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生する恐れがある場合を想定し、災害対策基本法及び防災基本計画、富山県地域防災計画（原子力災害編）等に基づき、県民の安全・安心を確保するため、市町村等の枠組みを越えた広域避難等の応急対策を迅速かつ安全に実施できるよう、基本的な事項を定めるものである。

なお、本要綱は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針等が見直された場合には、必要に応じて、適宜、見直し等を行うものとする。

## 2. 基本方針

### （1） E A L ・ O I L を踏まえた段階的な屋内退避・避難

志賀原子力発電所の状況で決定される緊急事態区分・緊急時活動レベル（E A L）、運用上の介入レベル（O I L）の基準に応じ、国の指示に基づき、原則、まず、屋内退避を行い、次に、段階的に避難等の防護措置を実施するものとし、防護対策の基本的事項（避難先、避難ルート、避難手段等）を設定。

### （2） 状況に応じた複数の避難先の設定

避難については、空間線量率の高い地点から速やかに U P Z 外へ避難。避難先は、原則、U P Z から近い県内西部 5 市とするが、複合災害等であらかじめ選定した避難先に避難できない場合等を想定して、県東部地域をバックアップの避難先とし、県全体で複数の避難先や避難ルートを設定。

### （3） 地域コミュニティの維持

避難は、地域コミュニティを維持するため、原則、行政区・自治会等を単位に避難先を設定。緊急時には、発電所の状況や気象、放射性物質の拡散状況も踏まえ避難先等を決定。

### （4） 要配慮者への配慮

要配慮者（在宅・施設に入所する高齢者や障害者等）に配慮した避難等の体制等を整備。

### （5） 迅速かつ確実な情報伝達体制

住民や防災関係者等への情報伝達が迅速かつ確実に行える体制を整備。

### **3. 富山県避難計画要綱と氷見市の避難計画の位置づけ**

#### **(1) 富山県避難計画要綱**

富山県避難計画要綱は、発電所から半径約 30 km 圏内の住民等を迅速に氷見市の境界を越えたより安全な場所に避難させるため、避難等に係る情報連絡体制や避難先、避難手段の確保、避難ルートの選定等、避難する氷見市から避難者を受け入れる県内市町村間の避難体制の確保等の基本的な事項を定めるなど、氷見市避難計画のガイドラインとなるもの。

#### **(2) 氷見市避難計画**

富山県避難計画要綱と整合性を図り、住民等を迅速に安全な場所に避難誘導するための具体的な避難方法を定めるもの。

住民への迅速かつ的確な避難情報伝達、一時集合場所や避難方法、避難の誘導、避難先、避難手段の調整、避難所における住民支援等を規定。

### **4. 各シミュレーション結果の活用**

#### **(1) SPEEDI による放射性物質拡散シミュレーション**

原子力災害時における放射性物質の拡散状況を把握するため、県において、平成 26 年 2 月に実施した SPEEDI による放射性物質拡散シミュレーションの結果では、県内において、初期対応段階における避難の可能性は低いものの、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくへの対応が必要であることが確認された。

このため、屋内退避等の防護措置の徹底について規定。

#### **(2) 避難時間推計シミュレーション**

県において、平成 25 年度に実施した避難時間推計シミュレーションで、UPZ 内(約 30km)の氷見市住民等が、原子力災害時に UPZ 外(境界)への避難に要する時間や交通渋滞等を推計した。

安全・迅速に避難するための避難先の設定、交通誘導のあり方について、シミュレーション結果を反映させるものとする。

## 第2章 避難等の対象及び避難先

### 1. 避難等の対象

#### (1) 対象となる地域

富山県避難計画要綱及び氷見市避難計画の対象となる地域は、「富山県地域防災計画(原子力災害編)」及び「氷見市地域防災計画(原子力災害対策編)」で定める原子力防災対策を重点的に充実すべき区域(UPZ・約30km)とする。また、空間放射線量率の測定地点(固定観測局)と避難の実施単位(行政区名)は下表のとおりとする。

観測局名	校 区	行 政 区 名
①上余川	熊無	谷屋、新保、論田、熊無
	速川	小窪、田江、早借、小久米、日詰、日名田、三尾、床鍋、葛葉
②八 代	八代	吉滝、磯辺、針木、角間、小滝、国見、胡桃
	阿尾	阿尾の一部、指崎、森寺、北八代
③女 良	女良	姿の一部、中田、中波の一部、※脇の一部、長坂、平沢、吉岡、平
④懸 札	暮石	上余川、寺尾、懸札、吉懸、一刎、味川
⑤触 坂	久目	久目、触坂の一部、棚懸の一部、岩瀬、老谷、見内
⑥宇 波	薮田	※薮田の一部、※小杉の一部、※泊の一部
	宇波	宇波の一部、※脇方の一部、※小境の一部、※大境の一部、白川、戸津宮、大窪、五十谷
⑦余 川	加納	加納(谷内、中程の一部)
	稻積	上稻積、下稻積の一部
	余川	余川
⑧上 庄	上庄	大野の一部、泉、中尾の一部、上田、柿谷、七分一、中村

※印の地区は一部UPZ内に含まれるが、当該区域には住民が居住していない地域

※防護措置を準備する区域は、行政区(自治会)単位を基本とする。また、避難先については、地域コミュニティを確保するため、行政区(自治会)単位を考慮する。

#### (2) 対象者

避難等の防護措置の対象者は、原則、上記の避難対象地域の住民(約14,029人)及び、一時滞在者(旅行者や就業・就学者等)(約1,600人)とする。

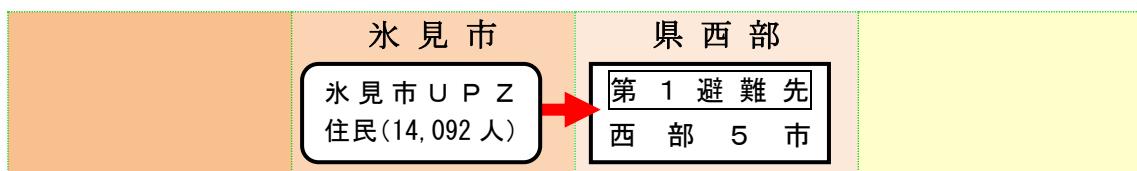
## 2. 避難先の考え方

- 原子力災害のみを想定した場合を基本とし、地震や津波等との複合災害の場合や、より甚大な複合災害を想定するなど、発電所の事故の状況等に応じて臨機応変に対応できるよう、県全体で、複数の避難ルートや避難先を設定する。
- 被災状況の進展に伴い、避難先を順次移動するのではなく、最初の避難先から移動することができるよう、避難先を決め避難を行うこととする。
- 住民が無用な被ばくをしないよう安全に避難を行うため、原則、発電所から遠ざかる方向に避難することとする。
- 避難先は、避難人口に対して、収容能力に余裕を持った配分とする。

### (1) 基本的な避難

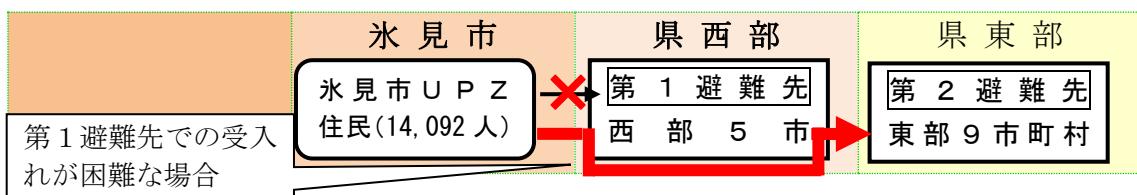
#### ①基本避難1（原子力災害のみの場合）

- 原子力災害のみの場合（基本となる避難）
- U P Z（約30km）外で、氷見市から近く短時間で避難が可能で、避難者的心身の負担が少ない県西部5市（高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市）へ避難するものとする。
- 各市の受入人数は、原則、各市の人口や避難所の受入可能数等を考慮し、設定する。



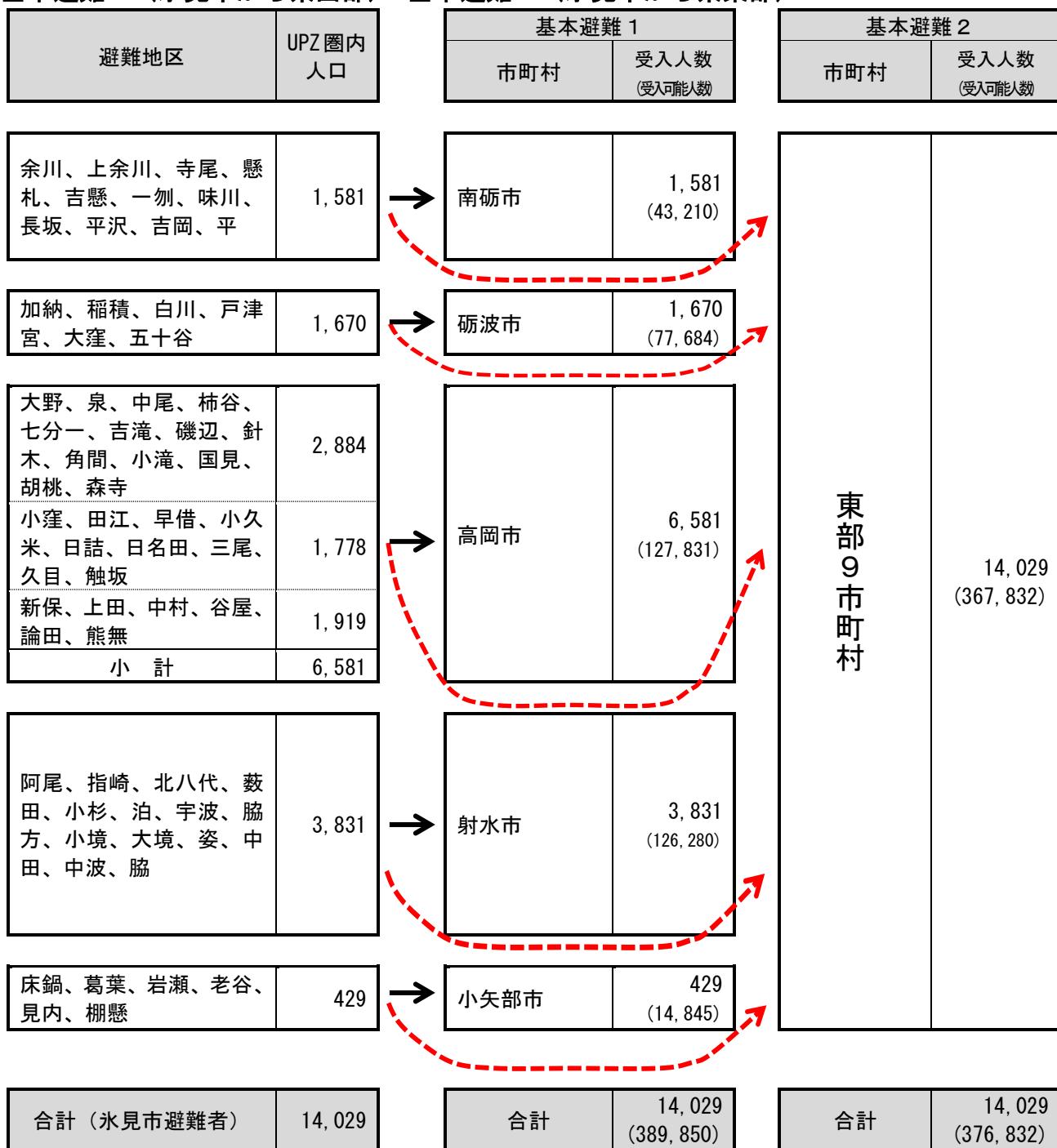
#### ②基本避難2（複合災害等の発生時の場合（県内にも被害））

- 地震等の複合災害等で、上記の基本避難1の避難先への道路の一部が通行できない場合や避難所が被災し受け入れできない場合、受入市において屋内退避等の防護措置が必要となったときなどを想定。
- 県西部5市のバックアップとして、富山市以東の9市町村を避難先として設定。
- 災害時には、災害の規模や道路・避難所の被災状況、気象等を考慮し避難先等を決定。



基本避難1 →  
基本避難2 - - ->

◆基本避難1（氷見市から県西部）・基本避難2（氷見市から県東部）



※人口：令和元年10月1日現在

※収容可能人数：指定避難所の収容可能人数（令和元年12月1日現在）

**【参考】県内避難先候補施設一覧**

市町村	指定避難所	
	収容可能人数	施設数
富山市	92,920	201
高岡市	127,831	174
魚津市	27,588	35
滑川市	31,950	48
黒部市	52,032	77
砺波市	77,684	84
小矢部市	14,845	56
南砺市	43,210	117
射水市	126,280	114
舟橋村	8,053	15
上市町	10,655	37
立山町	15,380	48
入善町	118,456	40
朝日町	10,798	18
合 計	757,682	1,064

令和元年 12月 1日現在

## 第3章 避難等防護措置の実施

原子力災害対策指針に基づき、志賀原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）、運用上の介入レベル（O I L）の基準に応じて、避難等の防護措置を実施するものとする。

### 1. 防護措置の概要

発電所において原子力災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、各種防護措置を実施し、住民等の被ばくのリスクを低減する。

#### （1）屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に実施できる対策であり、建物の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めることにより屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクの低減を図ることができる防護措置。

発電所から一定の距離のある本県においては、放射性物質放出前の全面緊急事態発生時等において、まず実施される防護措置である。

平成26年2月に実施したSPEEDIによる放射性物質拡散シミュレーションの結果でも、県内の一部で放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくへの対応が必要な地域が確認されたところであり、その防護策として屋内退避が必要である。

また、社会福祉施設の入所者等の防護措置については、避難による病状や体調等に与える影響及び放射線量による影響やリスクを考慮して、屋内退避や避難等の防護措置をどのように実施するか、状況に応じて判断することが必要である。

なお、屋内退避施設は、建屋の遮へい機能や気密性の高いコンクリート施設が適しており（※）、国の事業（病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避する施設等の放射線防護対策事業（原子力災害対策事業費補助金）等を活用し、社会福祉施設等の屋内退避機能の充実強化を図る。

※ 米国環境保護庁の研究では、気密性の高い建物に避難すると20分の1から70分の1に、通常の換気率の建物に避難すると4分の1から10分の1に甲状腺線量が低減することが示されている。

#### （2）避 難

住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るための防護措置。

##### ①避 難

空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から、速やかに離れるため、緊急で実施する防護措置。

##### ②一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域ではあるが、そ

の場所で日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する防護措置。

**(3) 安定ヨウ素剤の予防服用**

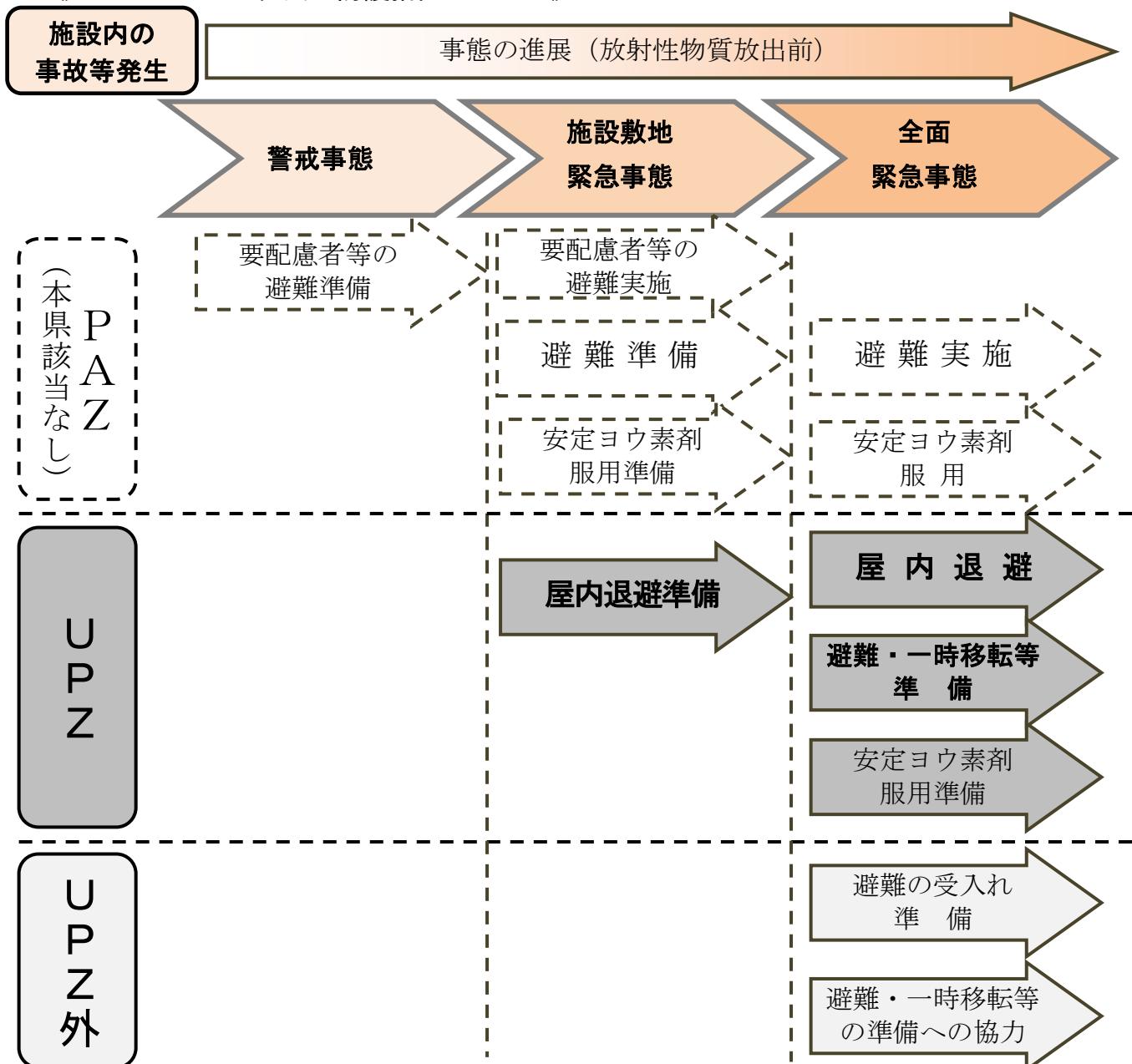
大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなるなど、これを体内に取り込む可能性がある場合、避難や一時移転等の実施とあわせて安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を抑制する防護措置。

## 2. 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム

### (1) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置（放射性物質放出前）

避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期については、原子力災害対策指針に基づき、発電所のE A Lの基準に応じて、段階的に実施される。

《E A Lに応じた住民の防護措置のフロー》



なお、事故発生に至る前の段階においても、石川県志賀町で震度5弱又は5強の地震があったと国が認知した場合には、「情報収集事態」として、県及び氷見市に連絡される。

県及び氷見市は、災害の状況等の情報の収集及び連絡体制の確立等必要な体制を整備する。

## ①警戒事態における防護措置

### ア 国が行う通報連絡

国は、発電所において、原子力災害対策指針で定める警戒事態の発生を確認した場合は、県及び氷見市等に対し、警戒事態である旨を連絡する。

### イ 県及び氷見市の措置

県及び氷見市は、事故の拡大による施設敷地緊急事態に備え、広域避難に係る準備及び避難受入市町村との事前調整を実施する。

## ②施設敷地緊急事態における防護措置

### ア 国が行う通報連絡

国は、発電所において、施設敷地緊急事態の発生を確認した場合は、県及び氷見市等に対し、施設敷地緊急事態である旨を連絡する。

あわせて、原子力災害対策指針に基づき、県及び氷見市に対して、氷見市UPZ内住民の屋内退避の準備を要請する。

### イ 県の措置

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国からの要請又は独自の判断により、氷見市に対して、氷見市UPZ内住民の屋内退避の準備を要請する。

### ウ 氷見市の措置

氷見市は、施設敷地緊急事態発生時には、国・県からの要請又は独自の判断により、氷見市UPZ内の住民に対して、屋内退避等の準備をするよう広報する。

また、避難に時間要する要配慮者等に関しては、早めに避難の準備を行うよう指示する。

## ③全面緊急事態における防護措置

### ア 国が行う通報連絡

国は、発電所において、全面緊急事態の発生を確認した場合は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、県及び氷見市に対し、全面緊急事態である旨を連絡する。

あわせて、原子力災害対策指針に基づき、県及び氷見市に対して、氷見市UPZ内の住民に係る屋内退避の実施を指示する。

### イ 県の措置

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、国の指示又は独自の判断により、氷見市に対し、氷見市UPZ内住民の屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請する。

### ウ 氷見市の措置

氷見市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、国・県の指示又は独自の判断により、氷見市UPZ内の住民に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう指示する。

### エ UPZ外の措置

平成26年2月に実施したSPEEDIによる放射性物質シミュレーション結果により、UPZ圏外においても、屋内退避が必要になるケースが測定された。

このことから、UPZ外においても、全面緊急事態に至った時点で、国・県の指示又は独自の判断により、必要に応じて住民等に対して屋内退避等の防護措置を実

施する可能性がある旨の注意喚起等の広報を行い、事態の進展等に応じて、屋内退避等の具体的な指示を実施するものとする。

**④原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合**

ア 国は、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、U P Z外においては必要に応じて、県に対して、当該地域の住民に係る屋内退避の実施を指示する。

イ 県は、国から指示を受けた場合には、該当する市町村に対し、当該地域の住民の屋内退避を実施するよう指示する。

ウ 市町村は、県から指示を受けた場合には、当該地域の住民に対し、屋内退避を実施するよう指示する。

## <緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）について>

E A Lとは、原子力施設の状況に応じて緊急事態を下表の3つに区分し、各区分における主な事象と予防的防護措置の枠組みを定める緊急時活動レベルのことである。

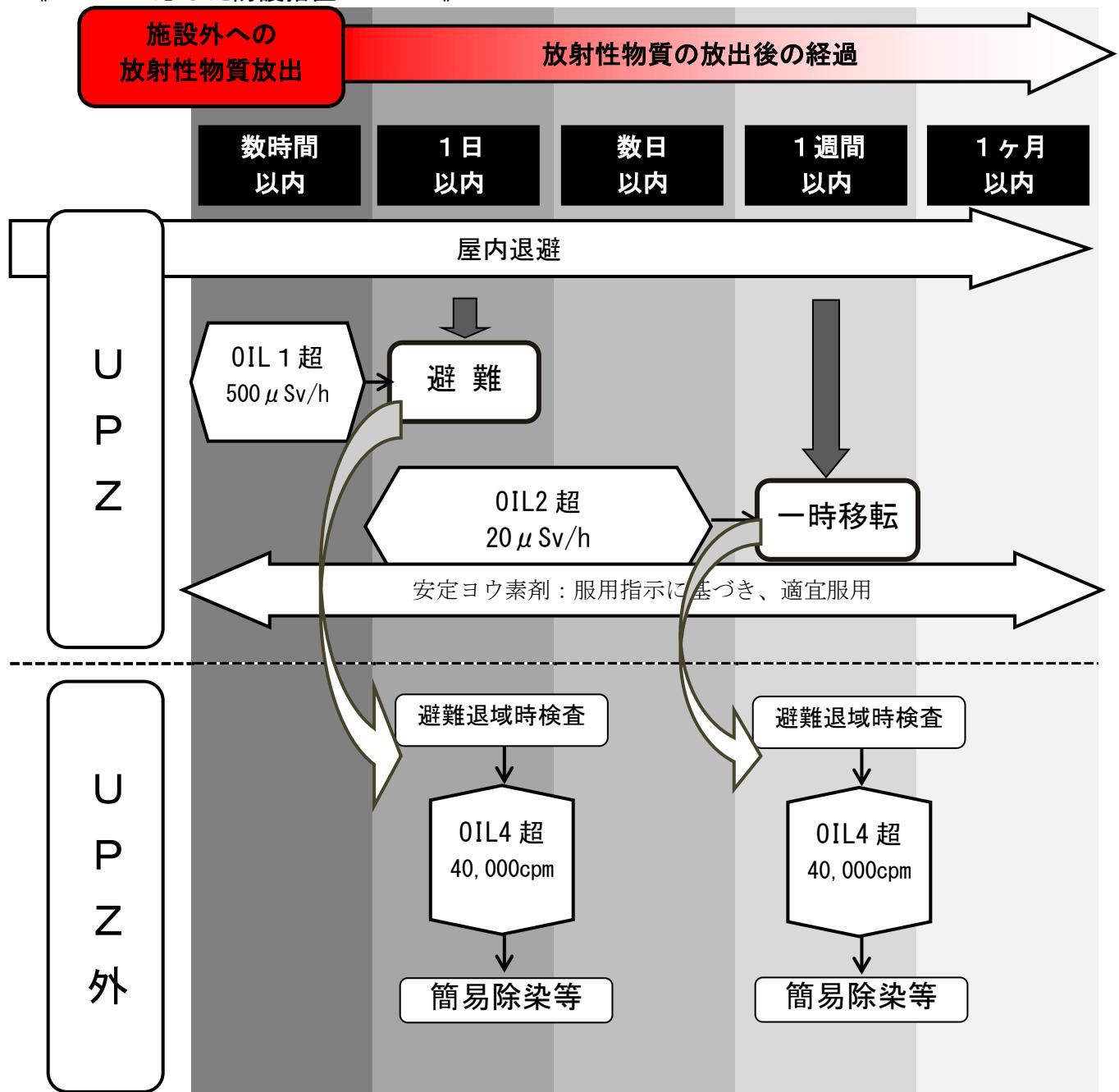
		緊急時活動レベル	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在市町村（石川県志賀町）で震度6弱以上の地震が発生</li> <li>・所在市町村（石川県志賀町）沿岸を含む津波予報区で大津波警報が発表</li> </ul> <p>など</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始
	施設敷地緊急事態	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない場合。</li> </ul> <p>など</p>	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を実施
	全面緊急事態	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認できない場合。</li> </ul> <p>など</p>	P A Z内の住民避難や、U P Z内及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、空間放射線量率等に基づく防護措置を実施

\*詳細は、P 33「(参考) 北陸電力の原子力事業者防災業務計画を踏まえた緊急時活動レベル（E A L）」を参照

## (2) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質放出後の避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期について、緊急時モニタリングによる測定結果をO I Lの基準に照らし合わせ、必要な防護措置をする。

《O I Lに応じた防護措置のフロー》



\* UPZ外について、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、国から屋内退避の実施の指示が出された場合、屋内退避を実施

## ①放射性物質放出後における防護措置

### ア 国が行う通報連絡

放射性物質が放出された後は、国は、県及び氷見市等に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じた避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行う。

### イ 県が行う措置

県は、放射性物質が放出された後、国の指示又は独自の判断により、氷見市等に対し、O I Lに基づく避難等の緊急事態応急対策の実施を行うよう指示、助言等又は要請を行う。

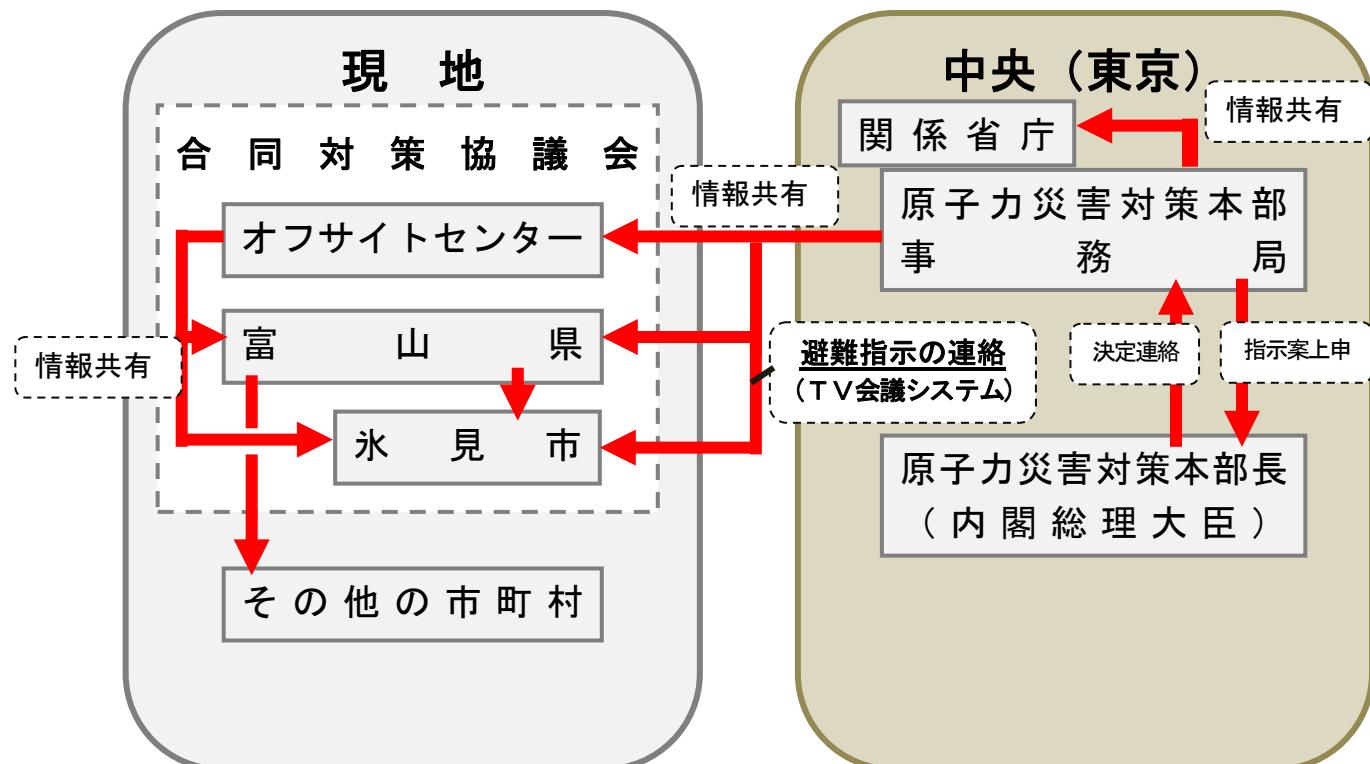
### ウ 氷見市の措置

氷見市は、放射性物質が放出された後、国・県の指示等又は独自の判断により、対象地区の住民に対し、O I Lに基づく避難等の緊急事態応急対策の実施を行うよう指示する。

### エ U P Z外の措置

U P Z外においても、U P Z内における対応と同様、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、国・県の指示等又は独自の判断により、状況に応じて屋内退避や避難、一時移転等の防護措置を指示するものとする。

【避難指示等フロー図】



## ②防災関係機関への通知

県災害対策本部長は、内閣総理大臣から避難の指示等があったとき、又は氷見市長が避難等の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊、海上保安部その他防災関係機関に通知し、協力を要請する。

## ③実際の避難等指示にあたっての留意事項

### ア 住民の防護措置

避難の際には放射線防護の観点からカッパやマスク等の着用を周知することが必要となる点に留意する。

### イ 安定ヨウ素剤の服用

避難の際には、氷見市は、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、対象住民に安定ヨウ素剤を配布し、安定ヨウ素剤の服用を指示する。

ただし、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康への影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用が必要となる点に留意する。

### ウ 要配慮者への配慮

氷見市は、社会福祉施設等の入所者や病院等の入院患者等、自力避難が困難で、避難に時間を要する要配慮者及び放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児に対し、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮する。

### エ 安全面に配慮した避難所の調整

避難所の再移転を可能な限り少なくし、住民の無用な被ばくを避けるよう、本要綱に基づき、安全面に十分配慮して避難場所を調整するものとする。

### オ 流入抑制等の実施

県警察本部等は、県災害対策本部長の要請に基づき、避難の円滑化及び無用の被ばく防止を目的とした流入抑制等、交通規制に関して必要な措置を講ずる。

## <O I L : 運用上の介入レベルについて>

O I Lとは、放射性物質の放出後、計測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるように、防護措置の実施を判断する基準として、空間線量率等の計測可能な値で表される運用上の介入レベルのことである。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> ) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実態が必要であると判断する。	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>*4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*5</sup> の摂取を制限とともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> ) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限とともに1週間程度内に一時移転を実施。

\*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

\*2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

\*3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が $20\text{cm}^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

\*4 \*3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

\*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

### 3. 避難等に係る連絡体制

#### (1) 県の体制

発電所で発生した事故等について、原子力災害につながる恐れがある場合、県は、氷見市、その他の市町村、防災関係機関等に対して、発電所での事故・災害の状況、屋内退避、避難準備、避難等に関する情報連絡を行う。

#### 【県から氷見市、その他の市町村、防災関係機関への主要な連絡内容】

情報連絡の段階	主な連絡内容
①情報収集事態発生時	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報収集事態発生連絡</li><li>・災害の状況</li><li>・県の対応状況</li><li>・国からの連絡事項</li></ul>
②警戒事態発生時	<ul style="list-style-type: none"><li>・警戒事態発生連絡</li><li>・事故等の状況</li><li>・県の対応状況</li><li>・国からの連絡事項</li></ul>
③施設敷地緊急事態発生時	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設敷地緊急事態発生連絡</li><li>・事故等の状況</li><li>・県の対応状況</li><li>・国からの連絡事項</li><li>・緊急時モニタリング結果等</li><li>・U P Z 内の屋内退避準備</li></ul>
④全面緊急事態発生時	<ul style="list-style-type: none"><li>・全面緊急事態発生連絡</li><li>・緊急事態宣言発出の連絡</li><li>・事故等の状況</li><li>・県の対応状況</li><li>・国からの連絡事項</li><li>・緊急時モニタリング結果等</li><li>・U P Z 内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備</li><li>・U P Z 外への屋内退避注意喚起</li></ul>
⑤放射性物質放出後の住民等の避難等指示時	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難等指示発出の連絡</li><li>・事故及び災害等の状況</li><li>・国や県の対応状況</li><li>・国からの連絡事項</li><li>・緊急時モニタリング結果</li><li>・避難対象区域</li><li>・安定ヨウ素剤の服用指示</li></ul>

## (2) 氷見市の体制

### ①概要

氷見市は、発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難準備及び避難等に関する要請連絡があった場合は、住民広報や関係機関に対する情報連絡を速やかに行う。

### ②住民広報体制の事前準備

あらかじめ、住民及び地域コミュニティ組織等に対する住民広報が速やかに実施できる体制（広報手段、広報組織、広報担当者、連絡先等）を整える。

### ③配慮が必要な施設等への確実な広報体制の整備

要配慮者や学校、病院、社会福祉施設等に対して、必要な情報が確実に伝わる体制を整える。

### ④広報内容の時系列整理

住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておく。

#### <住民広報のタイミング（例示）>

- 緊急事態区分等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- 屋内退避、避難準備、避難等を要請する場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時モニタリングの結果がまとめた場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

#### <住民広報の内容（例示）>

- 事故等の状況
- 市町村、関係機関の対応状況
- 屋内退避、避難準備、避難等指示に関するこ  
（対象区域、一時集結所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- その他（注意事項等）

### ⑤早期の避難準備広報の実施

発電所で事故、災害が進展し、国や県から避難及び避難準備に関する要請連絡があった場合は、県民の安全・安心に関わる最も重要な情報であるため、速やかかつ確実に住民及び地域コミュニティ組織等に対し住民広報を行う。

### ⑥避難指示後の残留者確認

氷見市及び避難区域の消防機関等は、避難指示の後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

### (3) 情報連絡・住民広報手段の確保

県及び氷見市は、発電所の事故、災害の状況等必要な情報のほか、避難準備指示、避難指示、屋内退避指示等が、住民及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう、情報通信体制や住民広報体制の整備を行う。

#### ①防災関係機関の迅速かつ確実な通信連絡体制の整備

県及び氷見市は、発電所、国等関係機関との迅速かつ確実な情報連絡を行うため、原子力防災ネットワークシステムなどの通信連絡体制を整備するとともに、万が一の電源喪失や配線の寸断等に備えるため、機器等の復旧体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

また、全ての通信手段が閉ざされる場合に備え、県及び氷見市双方の連絡員派遣・受入体制を整えるものとする。

#### ②全ての住民等に伝わるきめ細かな広報手段の整備

氷見市は、屋内退避指示、避難準備指示及び避難指示、安定ヨウ素剤服用指示等の情報が住民等に対して確実に伝わるよう、防災行政無線、広報車をはじめCATV、緊急速報メール等、複数の手段により住民広報を行う体制を整えるものとする。

#### ＜住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項＞

- 迅速かつ時宜を得た広報、指示伝達であること
- 事実を伝えること
- 正確に伝えること
- 簡潔に伝えること
- 明瞭に伝えること
- あいまいな情報は広報しないこと
- 重要事項は複数の媒体で繰り返し、徹底させること
- 特定の地域を対象とした内容であっても、必要により全域に対して広報すること
- 状況に変化が無くても不安解消のため、一定時間毎に広報すること

## 第4章 住民の避難体制

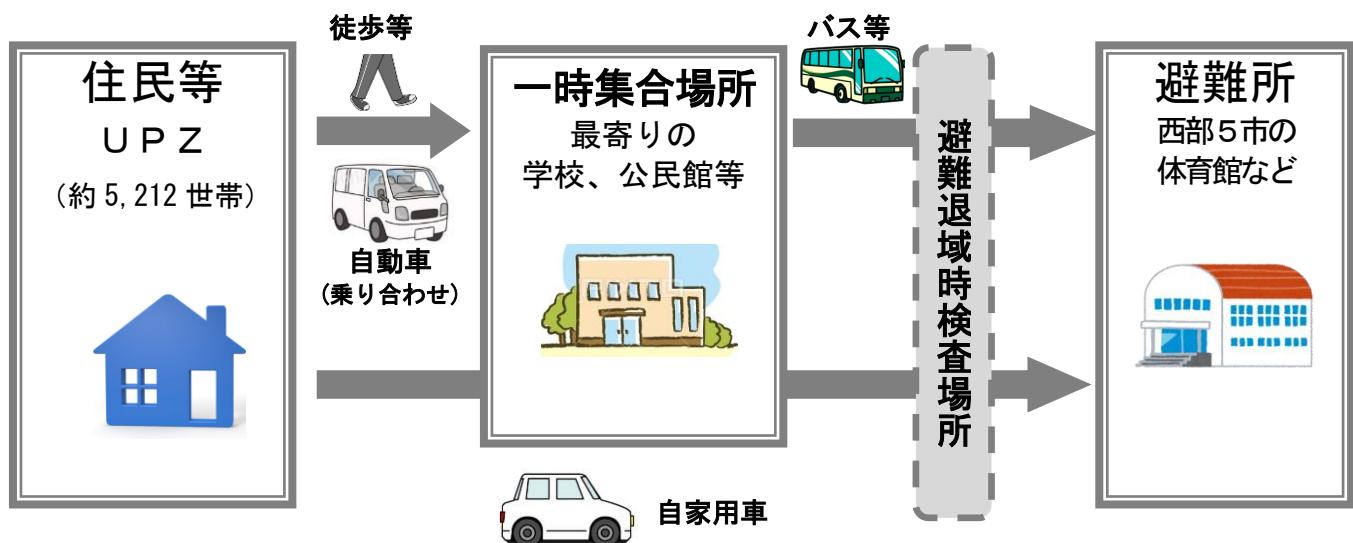
氷見市は、国や県から避難準備や避難等に関する情報連絡があり、避難準備情報や避難指示等を発令する場合は、対象地区に対して速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施する。

避難に当たっては、多くの住民が自家用車により避難することを想定する。

自家用車避難が困難な住民については、氷見市が設置する一時集合場所等からバス等の移動手段による集団避難を実施する。

### 1. 避難の流れ

#### 【住民避難のイメージ】



#### (1) 住民への周知

県及び氷見市は、発電所における事故等の状況や避難準備情報を報道機関や住民広報を通じて住民へ適切に周知する。

#### (2) 自宅からの避難

避難準備情報が連絡された段階で自宅へ帰宅し、自宅からの避難を原則とする。ただし、事故の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行う。

#### (3) 避難手段の確保

氷見市は、自家用車等による避難体制、一時集合場所及び対象区域を指定するとともに、県と連携して、避難用のバス等の避難手段の確保について事前に対応を整備しておくものとする。

## 2. 避難先等の確保、周知

### (1) 避難先の整理

県及び氷見市は、地域コミュニティの維持や円滑な避難住民支援を行うため、一定の地域単位で避難ができるよう、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を設定し、避難ルート、一時集合場所、避難退域時検査場所までの避難ルート等と併せて、住民へ事前に周知しておく。

### (2) 一時集合場所の設定

氷見市は、あらかじめ避難住民の集合場所や安定ヨウ素剤の備蓄・配布場所、集団避難用のバスの乗車場等となる一時集合場所を設定する。

#### ＜一時集合場所の基準（例示）＞

- 地域の学校や公民館等、地域住民との関係が深いこと
- 通信連絡手段が確保できること
- コンクリート造が望ましいこと
- 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であること等

#### ＜一時集合場所運営のポイント（例示）＞

- 一時集合場所の開設責任者、要員、連絡先、開設手順を明確に定めておくこと
- 一時集合場所での事務、体制を明確に定めておくこと  
(市町村災害対策本部との連絡、避難者の把握（名簿作成）、バス乗車の誘導等)
- 一時集合場所への住民の集合手段について明確に定めておくこと

### (3) 避難先への要請

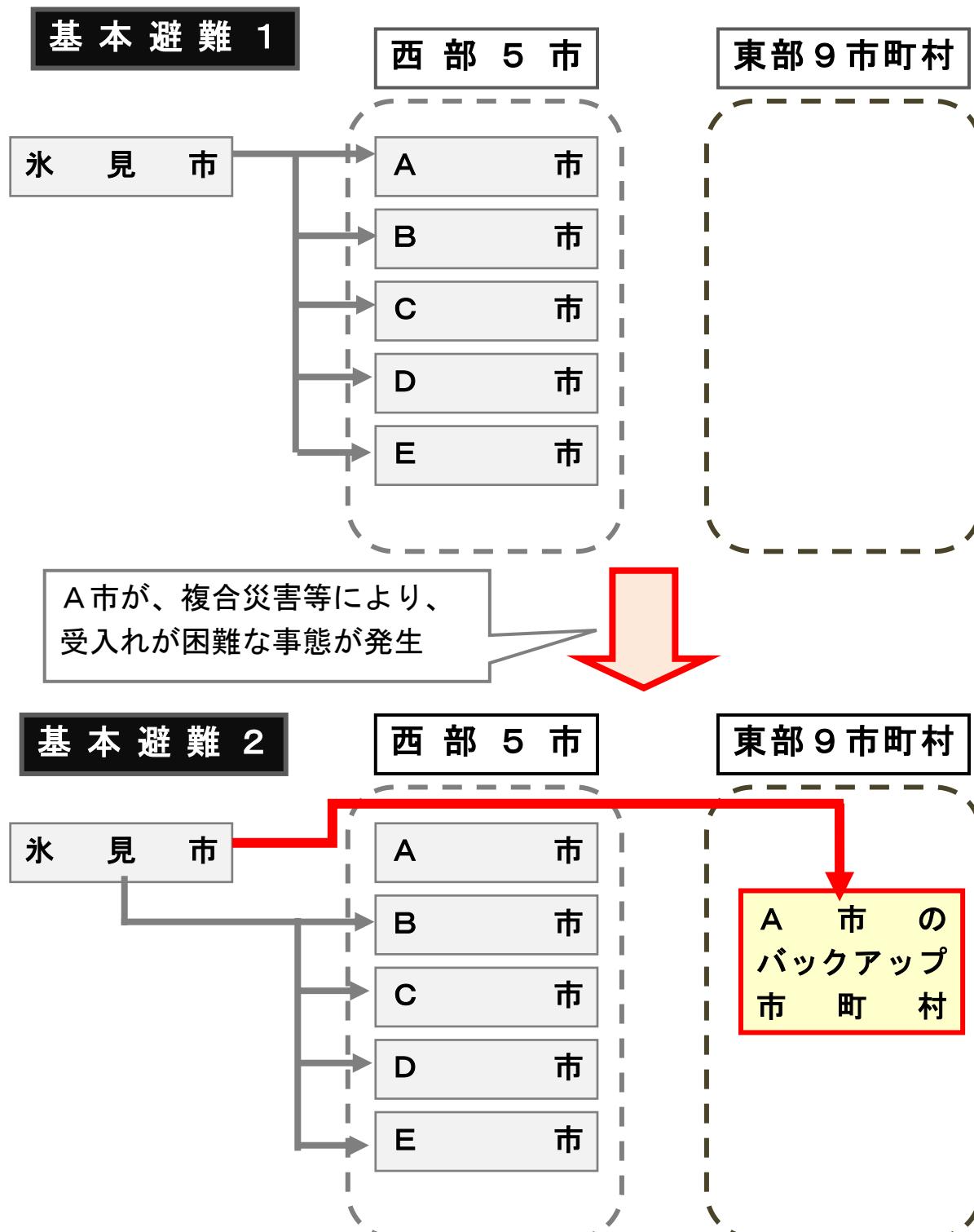
原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階で、県は、氷見市と連携し、避難先自治体へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。

### (4) 避難先に関する広報

氷見市は、平常時から、避難先及び避難ルート等について様々な方法で住民に広報し周知を図るとともに、避難を実施する段階においても、あらためて避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行う。

## (5) バックアップとなる市町村への避難

県及び氷見市は、避難先自治体が被災等によって避難の受け入れが困難な場合は、あらかじめ定めた県東部の自治体（バックアップ市町村）等と避難住民の受け入れの調整を行う。



### **3. 避難手段及び避難ルート等**

#### **(1) 避難手段の確保**

- ① 自家用車で避難する場合は、乗り合わせを原則とする。
- ② 自家用車避難が困難な住民は、徒步又は近隣住民の自家用車への乗合等で移動し、一時集合場所からバス等により避難を行う。
- ③ バス等の避難手段については、県及び冰見市が、国、関係機関の協力を得て確保し、あらかじめ設定した一時集合場所等へ配車する。
- ④ 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認める場合は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行なうべきことを指示するものとする。
- ⑤ 鉄道や船舶での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て、積極的に活用する。
- ⑥ バス等で避難が困難な場合や必要な台数が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

#### **(2) 基本的な避難ルートの設定**

- ① 県及び冰見市は、国（国土交通省等）及び県警察等と調整し、避難先を踏まえ、地区ごとに基本となる道路の整備状況等を勘案の上、幹線道路を中心に避難ルートを設定するとともに、当該道路が使用できない場合に備え、代替ルートを検討するものとする。
- ② 避難指示の発令が見込まれる段階で、県及び冰見市は、災害や道路の状況を踏まえ、避難ルートを決定する。
- ③ 道路管理者は、上記の避難ルートの設定及び決定に必要な、道路状況に関する情報について、関係機関の要請に応じ、提供を行うものとする。

#### **(3) 避難誘導・交通規制体制の整備**

- ① 避難を円滑に実施するため、県警察は、道路管理者や冰見市等と連携し、避難時間推計シミュレーション※の結果等を踏まえて、道路の混雑が予想される場所を中心に、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整える。
- ② 県警察は、避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討するものとする。
- ③ 県警察は、広域避難実施時には、災害の状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある避難誘導・交通規制体制等を基本に再調整し、避難住民の避難誘導・交通規制を実施する。

※ 国道160号線の阿尾交差点、脇方交差点で、道路の混雑が想定される。

#### **(4) 避難住民の支援体制の整備**

県及び氷見市は、避難時における食料・飲料水支援、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート沿線での支援等に努めるものとする

#### **(5) 避難が長期化した場合の対応**

避難が長期化すると見込まれる場合、国、県、氷見市は、避難住民が避難所から、仮設住宅や公営住宅・賃貸住宅等の住居へできるだけ早期に移住できるよう取り組むこととする。

#### **4. 安定ヨウ素剤の備蓄・配布体制の整備**

原則、UPZについては、安定ヨウ素剤をあらかじめ備蓄し、緊急時・避難の際に住民等に配布することとする。ただし、緊急時の配布が困難な地域については事前配布が可能であることから、引き続き、氷見市において、当該地域の有無や体制等の整備を検討する。

- (1) 氷見市は、県等と連携し、国からの指示に基づき、あらかじめ整備した体制により避難住民等へ安定ヨウ素剤を配布する。
- (2) 県及び氷見市は、各地域毎（自主防災組織等の単位）に設定する一時集合場所等に安定ヨウ素剤を備蓄し、緊急時に国からの指示に基づき、原則、医師の立会いの下、配布・服用を指示するものとする。なお、安定ヨウ素剤の服用のタイミングを考慮すると医師の到着を待つことが適切でない場合など、時間的制約などのため必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師や氷見市職員等により配布する。また、今後、平常時における医師等による住民等への事前説明や市職員を対象とした研修等について検討する。
- (3) 一時集合場所で安定ヨウ素剤を受け取ることができなかつた住民等に対しては、避難所・救護所等において、原則、医師又は薬剤師等の立会いの下、安定ヨウ素剤を配布・服用を指示する。
- (4) 県は、氷見市等と連携し、緊急時に備え、氷見市内や避難先等において配布・服用できるよう、あらかじめ予備を備蓄する。
- (5) 平成26年2月に実施したSPEEDIによる放射性物質拡散シミュレーションにおいて、UPZ外についても、安定ヨウ素剤の服用が必要な地域が計測されたことから、UPZ外の安定ヨウ素剤の備蓄について、必要な措置を検討するものとする。

## 5. 避難退域時検査体制の整備

県は、国、氷見市及びその他の市町村及び関係機関と連携してO I Lに基づく防護措置としての避難又は一時移転の対象となった住民等に対し、U P Zの境界周辺から指定避難場所等までの場所において、避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染等を行う。

また、検査場所候補地をあらかじめ設定するとともに、避難退域時検査に必要な資機材や、人員体制、手順等を整備するものとする。

### 【避難退域時検査場所候補地】

主な避難経路	候補地	住所
国道 1 6 0 号	①屋内健康広場	氷見市鞍川 1065
	②ふれあいスポーツセンター	氷見市鞍川 43-1
能越自動車道 国道 4 1 5 号 市道北八代堀田線	③氷見運動公園及びB & G 海洋セ ンタ一体育館	氷見市大浦新町 177 及び 11
主要地方道高岡・氷見線	④仏生寺公民館	氷見市惣領 1927
主要地方道高岡・羽咋線	⑤赤毛コミュニティセンター	氷見市坪池 12-2



## 第5章 要配慮者の避難体制

氷見市は、高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑で迅速な避難等を実施するために、支援を要する避難行動要支援者を把握し、名簿を作成するなど緊急時の対応をあらかじめ整備することとする。

要配慮者のうち、社会福祉施設等の入所者等の防護措置については、避難による病状や体調に与える影響及び放射線量による影響やリスクを考慮し、屋内退避や避難等の防護措置を判断することが必要である。

このため、県及び氷見市は、緊急時を想定し、県内の同様の社会福祉施設等への受入及び福祉車両等による搬送等の協力体制を整備するため、各施設や関係団体、市町村と協議し、受入候補施設や受入予定人数等を想定するなど、具体的な災害協定の締結等に努める。

なお、実際の災害発生時の避難や受入については、災害や被災の規模、受入施設の入所状況等も考慮し調整することとする。

また、迅速で安全な避難等を行うため、高齢者施設等の災害対策マニュアル等の作成を促進するとともに、原子力防災に関する知識や初動活動等の普及啓発に努める。

在宅の要配慮者については、消防、社会福祉協議会、自主防災組織、地域住民等と連携し、緊急時における避難支援等の体制を整備するとともに、避難に当たっては、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）等へ避難することとする。

### 1. 避難の流れ

#### (1) 社会福祉施設入所者



※ 社会福祉施設の通所者については、時間的に余裕がない場合を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅からの避難を行う。

#### (2) 病院等入院患者



### (3) 在宅の要配慮者



### (4) 子ども（児童・生徒等）

- ① 氷見市は、学校等が避難区域となる場合、対象となる学校等の施設管理者に対して、児童、生徒等の避難等に関する対応の指示を行う。
- ② 氷見市は、原則、施設敷地緊急事態の発生段階で児童、生徒等を保護者に引き渡し、避難指示に基づき、自宅等から避難を行うことを原則とする。

### (5) 外国人

氷見市は県等と連携し、外国人に対して、発電所での事故の状況、避難準備情報、避難指示等の情報が正確に伝わるよう、やさしい日本語や外国語を用いて適切に情報提供を行う。

### (6) 一時滞在者（観光客等）

- ① 氷見市は県等と連携し、観光客等一時滞在者に対して、発電所での事故・トラブルについて、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。
- ② 避難が指示された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集合場所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

## 2. 避難先等の確保、周知

- (1) 県及び氷見市は、受入自治体や社会福祉施設、関係団体等の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設や在宅の要配慮者の避難先について調整し、避難ルートと併せて、防災関係機関をはじめ、社会福祉施設、入所者やその家族等へ周知する。
- (2) 避難準備要請又は避難指示の発令が見込まれる段階で、県及び氷見市は、あらかじめ設定した自治体や社会福祉施設等の関係団体に避難の受け入れを要請し、要請を受けた受入自治体等は社会福祉施設や福祉避難所等への受入を準備する。
- (3) なお、放射性物質の放出の恐れがある場合など、原子力災害の状況や要配慮者の状況等も考慮し、屋内退避を組み合わせるなど、避難に伴うリスクの軽減と要配慮者の安全の確保を図るものとする。

### **3. 避難手段及び避難ルート等**

- (1) バス、福祉車両等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほか、県及び氷見市は、国、関係機関の協力を得て必要な車両を確保し、一時集合場所、社会福祉施設、病院等への必要な箇所への配車等を手配する。
- (2) 県は、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者とあらかじめ協議し、要配慮者の避難手段確保の手順、体制を整えるものとする。
- (3) 避難に当たって、避難者の体調を考慮し、避難元から、医療・福祉関係者等を同行させる等の配慮をするものとする。
- (4) 県は、災害協定の締結等を通じて、社会福祉施設の受入とあわせて、各施設や関係団体、市町村と協議し、福祉車両等による搬送等の協力体制の整備に努める。
- (5) 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認する。

### **4. 各施設別の避難計画の策定**

- (1) 社会福祉施設、病院等の施設管理者は、あらかじめ原子力災害時の対応を定めた災害対策マニュアルや避難計画等を策定するものとする。
- (2) 県及び氷見市は、迅速で安全な避難等を行うため、高齢者施設等の災害対策マニュアルや避難計画等の作成を促進するとともに、原子力防災に関する知識や初動活動等の普及啓発に努める。
- (3) 社会福祉施設、病院等の施設管理者は、受入先の施設職員と連携を取りながら、入所者等のケアを実施するほか、避難所等運営組織への参加等避難所等運営が円滑に行われるよう、受入先管理者に協力するものとする。
- (4) 各学校等では、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映した防災マニュアル・避難マニュアル等の充実・強化を図るものとする。また、学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における児童、生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるものとする。

### **5. 在宅の要配慮者の援護等**

- (1) 氷見市は、県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅の要配慮者への情報伝達、援護等の方法をあらかじめ定めておく。
- (2) 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児への情報伝達、援護等の方法について、十分留意する。

## 第6章 避難住民の支援体制等

県及び氷見市は、国や受入自治体等と連携し、避難先での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

### 1. 避難所及び救護所の開設、運営等

#### (1) 開設、運営等

- ① 避難所の開設は、県が避難所等の開設や運営等を避難先の自治体に要請し、受入自治体側が行う。
- ② 避難開始当初は、県及び氷見市は住民避難に全力をあげなければならないため、避難所の開設・管理、避難住民の誘導等避難住民の受入業務については、受入自治体が主体的に対応する。
- ③ 住民避難に際しては、避難元である氷見市職員が避難所等へ住民と同行するとともに、受入自治体と避難住民のパイプ役を担う。
- ④ 避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所へ避難元である氷見市職員を順次派遣し、受入自治体から氷見市に避難所運営の移管を完了させるものとする。この場合、避難住民、避難元である氷見市職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行する。
- ⑤ 避難所の施設管理自体は、避難所の運営体制にかかわらず施設管理者が引き続き行う。

#### (2) 避難物資の確保

- ① 避難所への食糧や毛布等避難物資については、県及び氷見市は、国や関係事業者、受入先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- ② できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資が迅速かつ円滑に供給される体制を整える。

### 2. 福祉避難所の開設、運営等

#### (1) 開設、運営

- ① 福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて受入先自治体側が行う。
- ② 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とする。

#### (2) 要配慮者のケア

- ① 要配慮者のケアについては、在宅の要配慮者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行う。
- ② ケア要員の不足が想定されることから、県及び氷見市は、国や受入先自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保する。

#### (3) 資機材・物資の確保

- ① 要配慮者の避難に必要な資機材・物資（ベット、医薬品等）について、県及び氷見市は、国や関係事業者、受入先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- ② できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域等から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整える

### **3. 円滑な避難実施に当たって検討すべき事項**

#### **(1) 避難所の運営**

県及び氷見市は、受入先自治体と連携しながら、避難所等の運営について、次の事項に配慮した体制の検討を進める。

- 正確な情報の伝達
- 避難先に収容されている避難住民に係る情報の早期把握
- 避難住民が相互に助け合う自動的な組織が主体的に運営する体制への早期移行
- 良好な生活環境を確保すること（健康状態、トイレ、ごみ処理等の状況把握と対策）
- 食料、飲料水等の配布
- 男女のニーズの違いへの配慮、特に女性や子育てに配慮した運営
- 外国人への配慮
- 家庭動物のためのスペースの確保等

#### **(2) 費用負担**

広域避難に係る費用負担については、最終的に受入自治体の負担とならないことを原則とし、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、求償方法等の検討を進めていく。

#### **(3) 住民相談窓口の体制整備**

氷見市は、住民の不安に応えるための住民相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておくものとする。

(参考) 北陸電力の原子力事業者防災業務計画を踏まえた緊急時活動レベル (E A L)

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。	
3. 原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。	
4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。	
5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続した場合、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続した場合。	
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合。	
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。	
8. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。	
9. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※ 1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。	
10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※ 1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。	
11. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※ 1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。	
12. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※ 1 重要区域（命令第 2 条第 2 項第 8 号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以	

下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがある場合。

13. その他

- ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
- ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
- ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。
- ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。※1
- ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合(同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了)した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)をいう。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>①モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>②全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が <math>1 \mu\text{Sv/h}</math> 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上となった場合。</p>	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出</p> <p>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p>	
<p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出</p> <p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、<math>50 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	
<p>4. 事業所外運搬での放射線量率の上昇又は放射性物質漏えい</p> <p>①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、<math>100 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L型、IP-1型を除く）。</p> <p>5. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ※1</p>	

	<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合。</p>
6.	原子炉注水機能喪失のおそれ ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない場合。
7.	格納容器健全性喪失のおそれ ※1 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合。
8.	残留熱除去機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備（以下「残留熱除去系装置等」という。）により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できない場合。
9.	全交流電源の 30 分以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上継続した場合。
10.	直流電源の部分喪失 ※1 非常用直流母線が 1 となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が 1 となる状態が 5 分間以上継続した場合。
11.	停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。
12.	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※1 使用済燃料貯蔵槽プールの水位を維持できない場合又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。
13.	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（旧基準炉） ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下したとき。
14.	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。
15.	所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1

<p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>16. 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※1          火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>17. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1          原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用した場合。</p> <p>18. 2つの障壁の喪失または喪失可能性 ※1          燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合。</p> <p>19. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生          その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>20. 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ          原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
1. 敷地境界付近の放射線量の上昇  モニタリングポストの 1 つにおいて、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が 10 分間以上継続して検出された場合、又は 2 つ以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出  発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第 5 条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において 10 分間以上継続して検出された場合。	
3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出  管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $5 \text{ mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量が 10 分間以上継続して検出された場合、又は $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第 6 条で定められた基準に 100 を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。  なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	
4. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい  ①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、 $10 \text{ mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす  ②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第 4 条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP 型を除く）。	
5. 原子炉停止の失敗または停止確認不能 ※ 1  原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。	
6. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※ 1	

<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。</p>	
<p>7. 原子炉注水機能の喪失 ※1</p>	
<p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。</p>	
<p>8. 格納容器圧力の異常上昇</p>	
<p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合。</p>	
<p>9. 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 ※1</p>	
<p>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。</p>	
<p>10. 全交流電源の1時間以上喪失 ※1</p>	
<p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。</p>	
<p>11. 全直流電源の5分以上喪失 ※1</p>	
<p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続した場合。</p>	
<p>12. 炉心損傷の検出 ※1</p>	
<p>炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。</p>	
<p>13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1</p>	
<p>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。</p>	
<p>14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※1</p>	
<p>使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p>	
<p>15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（旧基準炉） ※2</p>	
<p>使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。</p>	
<p>16. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1</p>	
<p>中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p>	
<p>17. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性 ※1</p>	
<p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子</p>	

<p>炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合。</p> <p><b>18. 住民の避難を開始する必要がある事象発生</b></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p><b>19. 施設内（原子炉外）での臨界事故</b></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。

## 附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

## **富山県避難計画要綱**

発 行 人　　富山県総合政策局防災・危機管理課  
住 所　　富山市新総曲輪1番7号 〒930-8501